

障がい福祉 ガイドブック

五戸町福祉課

平成30年4月

障がい者を支援する

市町村

自立支援給付

障がい福祉サービス →1~4 ページ

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 施設入所支援
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 生活介護
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援

自立支援医療 →6 ページ

- 更生医療
- 育成医療

補装具の交付・借受け・修理 →7 ページ

市町村窓口で
手続き

地域生活支援事業

- 日常生活用具の給付・レンタル → 9 ページ
- 移動支援
- 運転免許取得費の助成 → 13 ページ
- 自動車改造費の助成
- 地域活動支援センター
- 相談支援
- 意思疎通支援 → 14 ページ
- 日中一時支援
- 職親
- 就職支度金の支給

障がい児通所支援

→1~4 ページ

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

市町村の減免等

→10 ページ

- 軽自動車税の減免
- 住民税の申告（障害者控除等）

市町村窓口で
手続き

重度心身障害者医療費の助成

→8 ページ

1 ページからの各種制度の説明には、対象となる方を次のマークで表示しています。

身体

体の不自由な方が対象です。「手帳不要」と表示のあるものを除き、制度を利用するには身体障害者手帳の取得が必要です。

知的

知的障害を有する方が対象です。「手帳不要」と表示のあるものを除き、制度を利用するには愛護手帳（療育手帳）の取得が必要です。

精神

精神障害を有する方が対象です。「手帳不要」と表示のあるものを除き、制度を利用するには精神障害者保健福祉手帳の取得が必要です。

福祉のしくみ

市町村窓口で手続き

国

障害年金 →5 ページ

- 障害基礎年金
- 障害厚生年金

国税の減免等 →10 ページ

- 所得税の確定申告（障害者控除等）
- 贈与税・相続税など

障害者手帳の交付

- 身体障害者手帳
- 愛護手帳（療育手帳）
- 精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療 →6 ページ

- 精神通院

手当等の支給 →5 ページ

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 心身障害者扶養共済

都道府県税の減免 →10 ページ

- 自動車税の減免
- 自動車取得税の減免
- 事業税の減免

難病対策 →6 ページ

- 特定疾患医療費の助成
- 小児慢性特定疾患医療費の助成

都道府県

障がい者

その他の公共機関・民間企業など

- NHK 放送受信料の免除→11 ページ
- 高速道路・有料道路の通行料金の割引 →13 ページ
- 携帯電話料金の割引→11 ページ
- N T T の無料番号案内→11 ページ
- 交通機関の運賃割引→12 ページ
- 駐車禁止の除外→13 ページ